

第1回さいたま市総合振興計画基本計画（各区の特性と将来像）

中間見直しに係る中央区検討懇話会

次 第

日 時 令和6年7月31日（水）

午前 10時から

場 所 中央区役所本館3階 大会議室

1 開会

2 挨拶

3 出席者紹介

4 座長及び職務代理の選出

5 意見交換

中央区の特性と将来像（さいたま市総合振興計画基本計画）の中間見直しについて

6 閉会

【当日配付資料】

- ・ 次第
- ・ 委員名簿
- ・ 席次表
- ・ 中央区検討懇話会設置要綱
- ・ 中央区検討懇話会傍聴要領
- ・ さいたま市総合振興計画基本計画リーフレット

【事前配布資料】

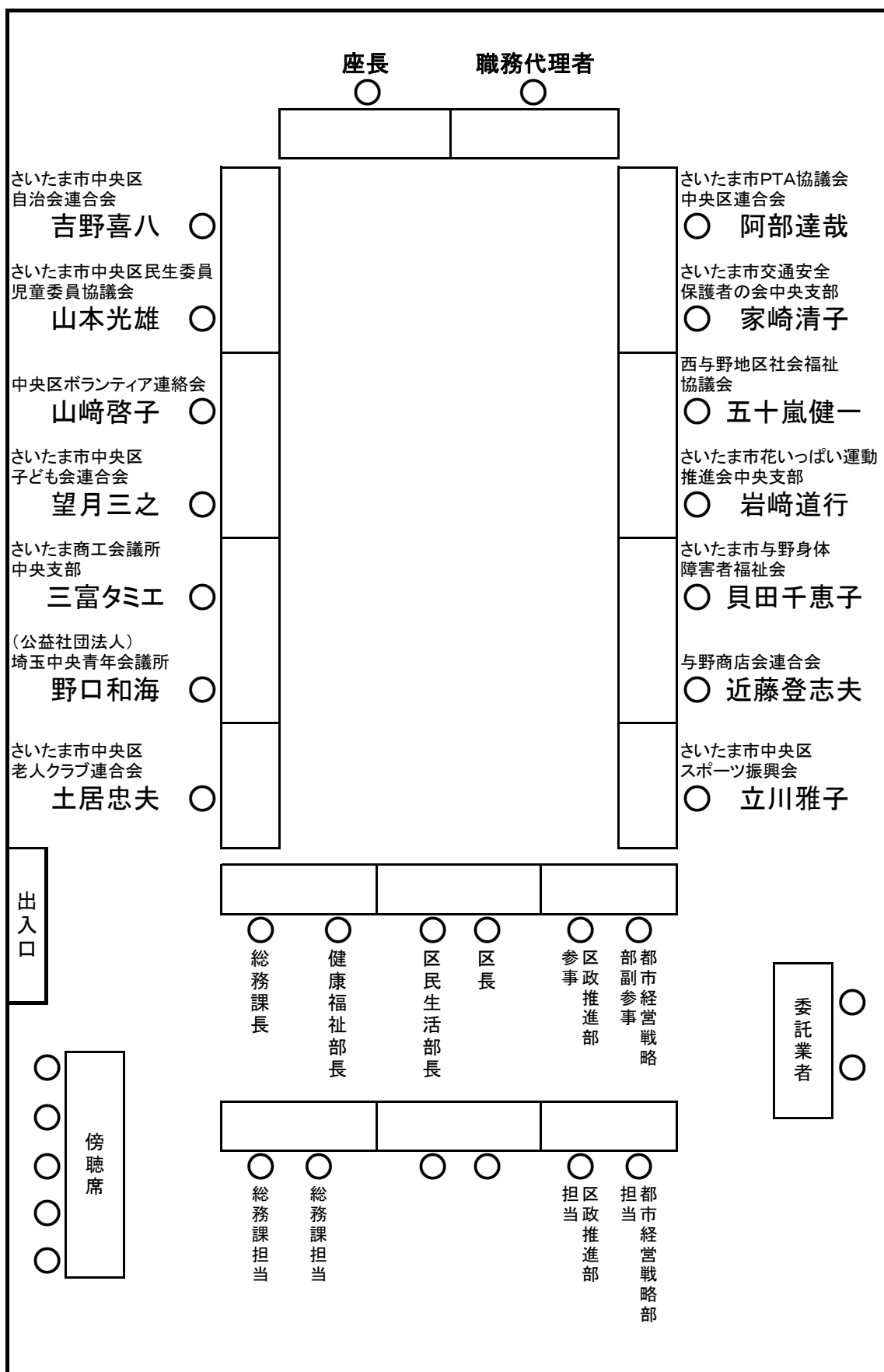
- ・ 資料1 「第1回さいたま市総合振興計画基本計画（各区の特性と将来像）
中間見直しに係る中央区検討懇話会」
- ・ 資料2 「第4部 各区の特性と将来像」

さいたま市総合振興計画基本計画（各区の特性と将来像）
中間見直しに係る中央区検討懇話会 委員名簿

（氏名 五十音順）

No.	団体名	役職	(フリガナ) 氏 名
1	さいたま市PTA協議会中央区連合会	理事	アベ タツヤ 阿部 達哉
2	さいたま市交通安全保護者の会中央支部	支部長	イエサキ キヨコ 家崎 清子
3	西与野地区社会福祉協議会	会長	イガラシ ケンイチ 五十嵐 健一
4	さいたま市花いっぱい運動推進会中央支部	支部長	イワサキ ミチユキ 岩崎 道行
5	さいたま市与野身体障害者福祉会	会長	カイタ チエコ 貝田 千恵子
6	与野商店会連合会	副会長	コンドウ トシオ 近藤 登志夫
7	さいたま市中央区スポーツ振興会	理事	タチカワ マサコ 立川 雅子
8	さいたま市中央区老人クラブ連合会	会長	ドイ タダオ 土居 忠夫
9	（公益社団法人）埼玉中央青年会議所	青少年育成委員会 会計幹事	ノグチ カズミ 野口 和海
10	さいたま商工会議所中央支部	支部長	ミトミ タミエ 三富 タミエ
11	さいたま市中央区子ども会連合会	会長	モチヅキ ミツユキ 望月 三之
12	中央区ボランティア連絡会	会長	ヤマザキ ケイコ 山崎 啓子
13	さいたま市中央区民生委員児童委員協議会	副会長	ヤマモト ミツオ 山本 光雄
14	さいたま市中央区自治会連合会	会長	ヨシノ キハチ 吉野 喜八

第1回さいたま市総合振興計画基本計画(各区の特性と将来像) 中間見直しに係る中央区検討懇話会 席 次



さいたま市総合振興計画基本計画（各区の特性と将来像）中間見直しに係る
中央区検討懇話会設置要綱

（設置）

第1条　さいたま市総合振興計画基本計画の中間見直しに向けた検討に当たり、「中央区の特性と将来像」（さいたま市総合振興計画基本計画第4部に該当する部分をいう。以下同じ。）について、中央区において活動する各種団体から意見を聴くため、さいたま市総合振興計画基本計画（各区の特性と将来像）中間見直しに係る中央区検討懇話会（以下「懇話会」という。）を設置する。

（委員）

第2条　懇話会の委員は、中央区において活動する各種団体の代表者等20名以内とする。

（座長）

第3条　懇話会に座長を置く。

2　座長は、委員の互選により定める。

3　座長は、会務を総理し、懇話会を代表する。

4　座長に事故があるとき、又は座長が欠けたときは、委員のうちから座長があらかじめ指定した者がその職務を代理する。

（会議）

第4条　懇話会の会議の議長は、座長とする。

2　座長は、必要があると認めるときは、委員以外の者から意見若しくは説明を聴くため出席を求め、又は必要な資料の提出を求めることができる。

（会議の公開）

第5条　懇話会の会議は、原則公開とする。

（庶務）

第6条　懇話会の庶務は、中央区役所区民生活部総務課において処理する。

（その他）

第7条　この要綱に定めるもののほか、懇話会の運営に関し必要な事項は、別

に定める。

附 則

この要綱は、令和 6 年 6 月 4 日から施行し、令和 7 年 3 月 3 1 日に効力を失う。

さいたま市総合振興計画基本計画（各区の特性と将来像）中間見直しに係る
中央区検討懇話会傍聴要領

（趣旨）

第1条 この要領は、さいたま市総合振興計画基本計画（各区の特性と将来像）に係る中央区検討懇話会（以下「懇話会」という。）の会議の傍聴に関し、必要な事項を定めるものとする。

（傍聴の手続等）

第2条 会議を傍聴しようとする者（報道関係者を除く。以下この項において同じ。）は、傍聴券（別記様式）の交付を受けなければならない。ただし、傍聴しようとする者の同伴する児童又は乳幼児については、この限りでない。

2 傍聴の受付は、会議の開催当日、開催場所において、開催定刻30分前から10分前までの間に行うものとする。

3 傍聴の定員数は5人とし、傍聴を予定する者の決定は、原則として抽選により行う。

4 第1項の傍聴券の交付を受けた者（以下「傍聴人」という。）は、係員の請求があったときは傍聴券を提示し、その指示に従わなければならない。

（報道関係者の傍聴に係る手続等）

第3条 報道関係者は、取材等のため会議を傍聴しようとするときは、あらかじめ座長の許可を受けなければならない。

2 前項の規定により許可を受けた者は、会議を傍聴するときは、腕章等を着用することにより、報道関係者であることを明示しなければならない。

（傍聴することができない者）

第4条 次の各号のいずれかに該当する者は、会議を傍聴することができない。

- (1) 銃器、爆発物その他危険のおそれのあるものを所持している者
- (2) 酒気を帯びていると認められる者
- (3) 貼り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼりの類を所持している者
- (4) 前3号に掲げるもののほか、会議を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすと認められる者

められる者

(傍聴人の守るべき事項)

第5条 傍聴人は、会議を傍聴するに当たっては、次に掲げる事項を守らなければならない。ただし、座長の許可を得た場合には、この限りでない。

- (1) 会議における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- (2) 談論し、放歌し、高笑し、その他騒ぎたてないこと。
- (3) 鉢巻き、腕章の類をする等示威的行為をしないこと。
- (4) 撮影又は録音をしないこと。
- (5) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (6) みだりに席を離れ、又は不体裁な行為をしないこと。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、会議の秩序を乱し、又は妨害となる行為をしないこと。

(傍聴人の退場等)

第6条 傍聴人がこの要領に違反したときは、座長は、これを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。

2 傍聴人は、会議において会議非公開の議決があつたときは、速やかに、退場しなければならない。

(傍聴人への会議資料の提供)

第7条 座長は、傍聴人に会議資料を提供するものとする。

(その他)

第8条 この要領に定めるもののほか、会議の傍聴に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、令和6年6月4日から施行し、令和7年3月31日に効力を失う。

傍 聴 券

さいたま市総合振興計画基本計画（各区の特性と将来像）

中間見直しに係る中央区検討懇話会

注1 この傍聴券は、他人に譲渡又は貸与することはできません。

2 係員の請求があったときはこの傍聴券を提示し、その指示に従ってください。

【傍聴することができない者】

- (1) 銃器、爆発物その他危険のおそれのあるものを所持している者
- (2) 酒気を帯びていると認められる者
- (3) 貼り紙、ビラ、掲示板、ブラカード、旗、のぼりの類を所持している者
- (4) 前3号に掲げるもののほか、会議を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすと認められる者

【傍聴人の守るべき事項】

- (1) 会議における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- (2) 談論し、放歌し、高笑し、その他騒ぎたてないこと。
- (3) 鉢巻き、腕章の類をする等示威的行為をしないこと。
- (4) 撮影又は録音をしないこと。
- (5) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (6) みだりに席を離れ、又は不体裁な行為をしないこと。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、会議の秩序を乱し、又は妨害となる行為をしないこと。

※ 傍聴人が上記事項を守らなかった場合は、退場していただくことがあります。

さいたま市総合振興計画基本計画（各区の特性と将来像） 中間見直しに係る中央区検討懇話会

I さいたま市総合振興計画と中間見直し・・・・・・・・・・P 1

1. さいたま市総合振興計画について
2. 総合振興計画が描くさいたま市の未来について
3. 「区の特性と将来像」の位置付け
4. 総合振興計画の中間見直しについて

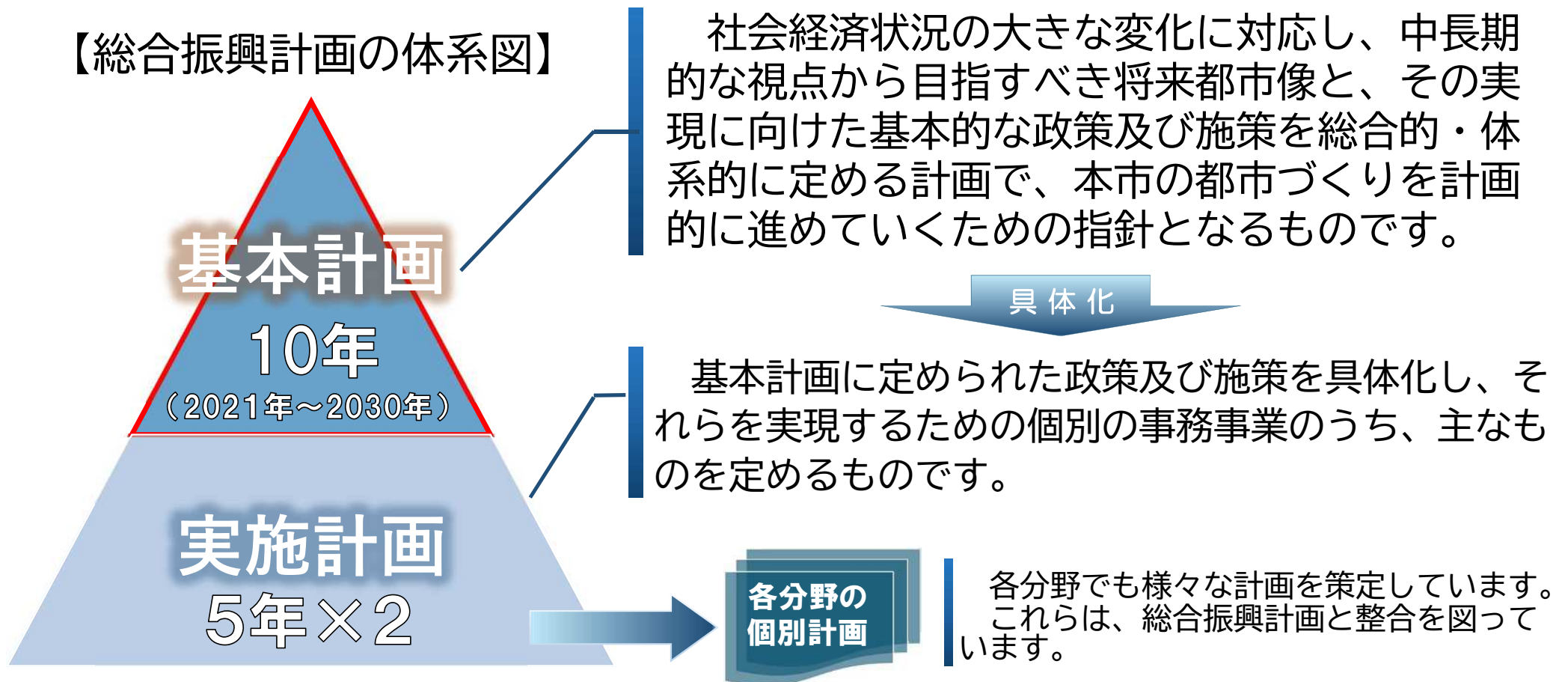
II 中央区の現状等・・・・・・・・・・P 5

5. 中央区の人口及び世帯の状況
6. 中央区のまちづくりの取組状況
7. 中央区に対する市民からの評価や意見

1. さいたま市総合振興計画について

I. さいたま市総合振興計画と中間見直し

【総合振興計画の体系図】



2. 総合振興計画が描くさいたま市の未来（将来都市像）

I. さいたま市総合振興計画と中間見直し

総合振興計画では、21世紀半ば（おおむね令和32（2050）年頃）を見据えて、さいたま市が目指すべき2つの将来都市像を示しています。

将来都市像 1

上質な生活都市

上質な生活都市

都市部に住みながらも豊かな水と緑を身近に感じることで、快適さとゆとりを同時に楽しみながら、生き生きと健康で安心して暮らせる新しいライフスタイル*を生み出すことで、全ての人がしあわせを実感し、自らが暮らすまちに誇りを感じることができる都市

将来都市像 2

東日本の中核都市

東日本の中核都市

東日本全体の活性化をけん引する中核都市として、国内外からヒト・モノ・情報を呼び込み、新たな地域産業や市民活動等の多様なイノベーション*を生み出すことで、市民や企業から選ばれ、訪れる人を惹きつける魅力にあふれる都市

3. 「区の特性と将来像」の位置付け

I. さいたま市総合振興計画と中間見直し

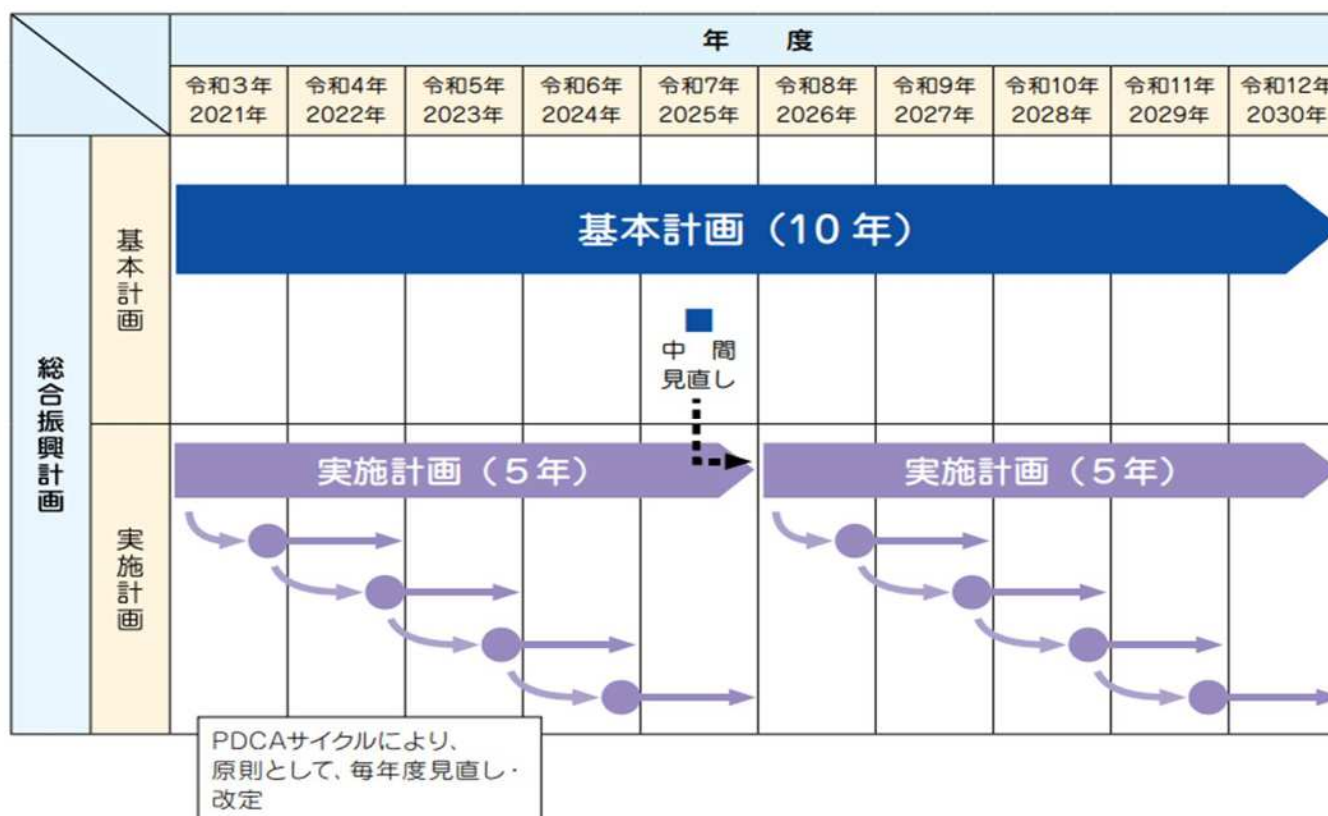


- ◆基本計画（計画期間：令和3年度～令和12年度（10年））の中に位置付け（第4部 各区の特性と将来像）。
- ◆「区の特性と将来像」は、各区の目指す姿である区の将来像の実現はもとより、将来都市像の実現に向け、区民と行政が共に地域のまちづくりに取り組むための目標として区の将来像を共有するとともに、各区の特性を踏まえた取組の方向性を示すもの。

4. 総合振興計画の中間見直しについて

I. さいたま市総合振興計画と中間見直し

計画期間の中間期に当たる令和7（2025）年度に、それまでの点検を行い、検証・分析等に基づく基本計画の中間見直しを行うこととしております。



5. 中央区の人口及び世帯の状況

Ⅱ. 中央区の現状等

人口総数と年齢別構成比（令和3年4月1日～）

		令和3年4月	令和4年4月	令和5年4月	令和6年4月
人口総数（単位：人）		102,576	102,955	103,151	103,050
内訳 （構成比：％）	14歳以下	12,801(12.5)	12,656(12.3)	12,432(12.1)	12,207(11.8)
	15～64歳	68,057(66.3)	68,371(66.4)	68,585(66.5)	68,439(66.4)
	65歳以上	21,718(21.2)	21,928(21.3)	22,134(21.5)	22,404(21.7)

出典：さいたま市統計

世帯数と世帯平均人数（令和3年4月1日～）

	令和3年4月	令和4年4月	令和5年4月	令和6年4月
世帯数（単位：世帯）	49,170	49,716	50,327	50,683
世帯平均人数（単位：人）	2.09	2.07	2.05	2.03

出典：さいたま市統計

※令和5（2023）年に推計された本市の将来推計人口では、2035（令和17）年頃に人口のピークを迎える見込み

6. 中央区のまちづくりの取組状況（1）

「令和4年度区のまちづくりアンケート結果」から

Ⅱ. 中央区の現状等

区民による事業の評価について、5つの選択肢「（ア）十分、（イ）おおむね十分、（ウ）やや不十分、（エ）不十分、（オ）わからない」のうち、「（オ）わからない」と回答いただいた数を除いた選択総数における「（ア）十分」、「（イ）おおむね十分」の選択数の割合です。

まちづくりのポイント／事業名	アンケート	
	一般	有識者
1 区の特徴を生かした魅力的な街並みと緑豊かな環境づくり		
「区の花バラ」の普及促進（区事業）	82%	90%
花de植花夢（ウエルカム）まちづくり事業（区事業）	78%	83%
与野中央公園整備事業（都市局事業）	61%	68%
歴史を伝える本町通りのまちづくり（都市局事業）	53%	57%
2 地域資源を生かした、調和のとれたにぎわいづくり		
芸術劇場と地域が連携したまちづくり（区事業）	71%	88%

まちづくりのポイント／事業名	アンケート	
	一般	有識者
与野本町駅周辺の利便性の向上（都市局事業）	50%	56%
与野駅西口及び南与野駅西口土地区画整理事業（都市局事業）	59%	67%
さいたま新都心のにぎわい創出（都市局事業）	－	－
国際自転車競技大会の開催支援（スポーツ文化局事業）	83%	85%
3 学びと交流を通じた、地域の誇りと愛着を持つ人づくり		
バスケットボール教室の開催（区事業）	69%	81%
ふるさとウォーキングの実施（区事業）	67%	85%

6. 中央区のまちづくりの取組状況（2）

「令和4年度区のまちづくりアンケート結果」から

Ⅱ. 中央区の現状等

区民による事業の評価について、5つの選択肢「（ア）十分、（イ）おおむね十分、（ウ）やや不十分、（エ）不十分、（オ）わからない」のうち、「（オ）わからない」と回答いただいた数を除いた選択総数における「（ア）十分」、「（イ）おおむね十分」の選択数の割合です。

まちづくりのポイント／事業名	アンケート	
	一般	有識者
サッカーのまちづくりの推進（スポーツ文化局事業）	74%	77%
学校施設のリフレッシュ基本計画等の推進（教育委員会事業）	72%	88%
4 ふれあいと支え合いによる、安全・安心と生きがいのある地域づくり		
交通安全啓発と身近な生活環境の保持（区事業）	66%	96%
防犯啓発活動の実施（区事業）	65%	81%
地域防災力の向上（区事業）	66%	90%
みんなで支えるネットワーク事業連絡会の開催（区事業）	56%	75%

まちづくりのポイント／事業名	アンケート	
	一般	有識者
高齢者向け講座の開催（区事業）	66%	77%
妊娠・出産に関する包括的支援（区事業）	78%	90%
おくやみ窓口設置事業（市民局事業）	74%	90%
福祉まるごと相談窓口事業（福祉局事業）	62%	87%
保育所の整備（子ども未来局事業）	62%	76%
治水対策施設整備事業（県・都市局事業）	73%	88%
5 区民との協働による地域に根ざしたまちづくり		
区民まつりの開催（区事業）	81%	86%

6. 中央区のまちづくりの取組状況（3）

「令和4年度区のまちづくりアンケート結果」から

Ⅱ. 中央区の現状等

区民による事業の評価について、5つの選択肢「（ア）十分、（イ）おおむね十分、（ウ）やや不十分、（エ）不十分、（オ）わからない」のうち、「（オ）わからない」と回答いただいた数を除いた選択総数における「（ア）十分」、「（イ）おおむね十分」の選択数の割合です。

まちづくりのポイント／事業名	アンケート	
	一般	有識者
中央区PR協力店と連携した区の魅力発信（区事業）	52%	72%
中央区役所周辺の公共施設の再編とデジタル化の推進（財政局、都市局、市民局、都市経営戦略本部、区事業）	54%	57%
6 明るい区役所づくり		
婚姻届提出記念写真サービスの提供（区事業）	77%	85%
区民ギャラリーの充実（区事業）	75%	81%
親しみやすい市政情報の提供（区事業）	63%	78%

7. 中央区に対する市民からの評価や意見

「さいたま市民意識調査」から

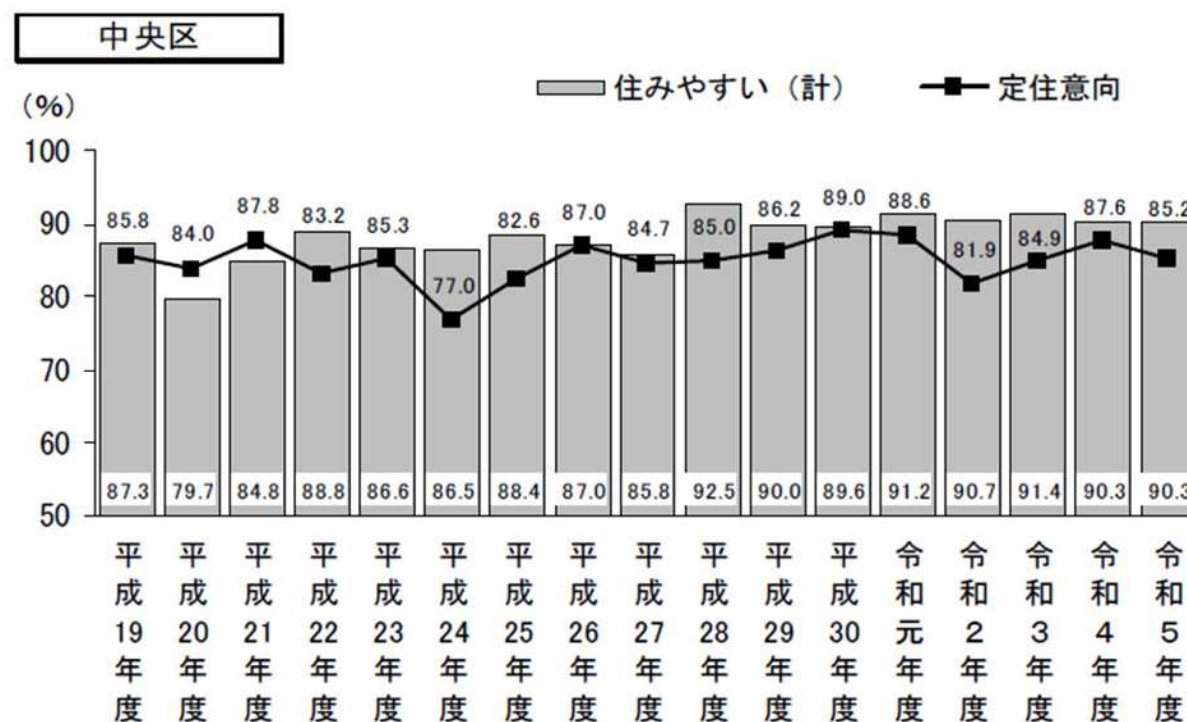
Ⅱ. 中央区の現状等

さいたま市では、広聴事業の一環として、施策に対する市民の意向等を把握し、今後の市政運営の参考とするため、平成19年度から市民意識調査を実施しています。

○住みやすさと定住意向

問 あなたがお住まいの「地域」の
住み心地はどうですか。

あなたは現在お住まいの地域に
これからも住みたいと思いますか。



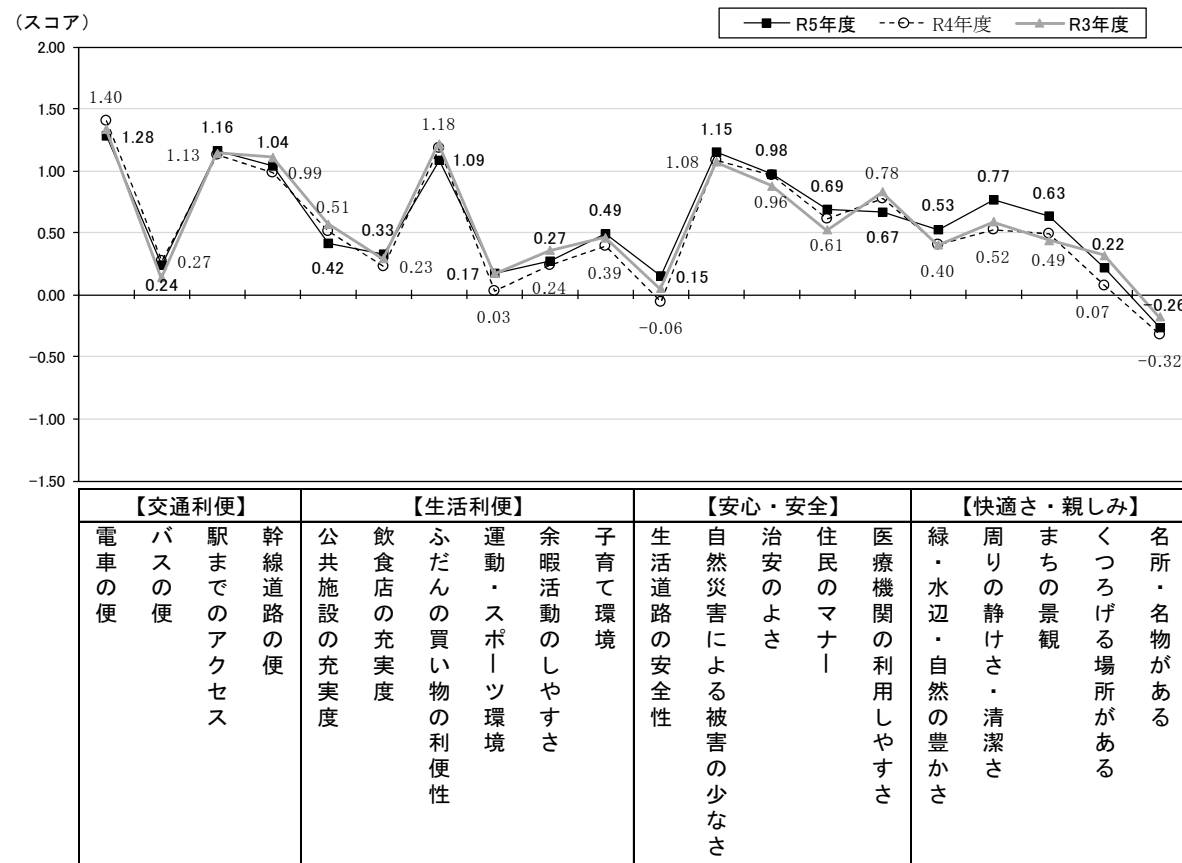
7. 中央区に対する市民からの評価や意見

「さいたま市民意識調査」から

II. 中央区の現状等

○居住地域の満足度

問 あなたは、お住まいの「地域」について、どの程度満足していますか。



※20項目に分けて質問した「居住地域の満足度」にあてはまる割合（「満足+2」、「やや満足+1」、「やや不満-1」、「不満-2」の4段階）を得点化し、スコアを算出して比較を行った。

7. 中央区に対する市民からの評価や意見

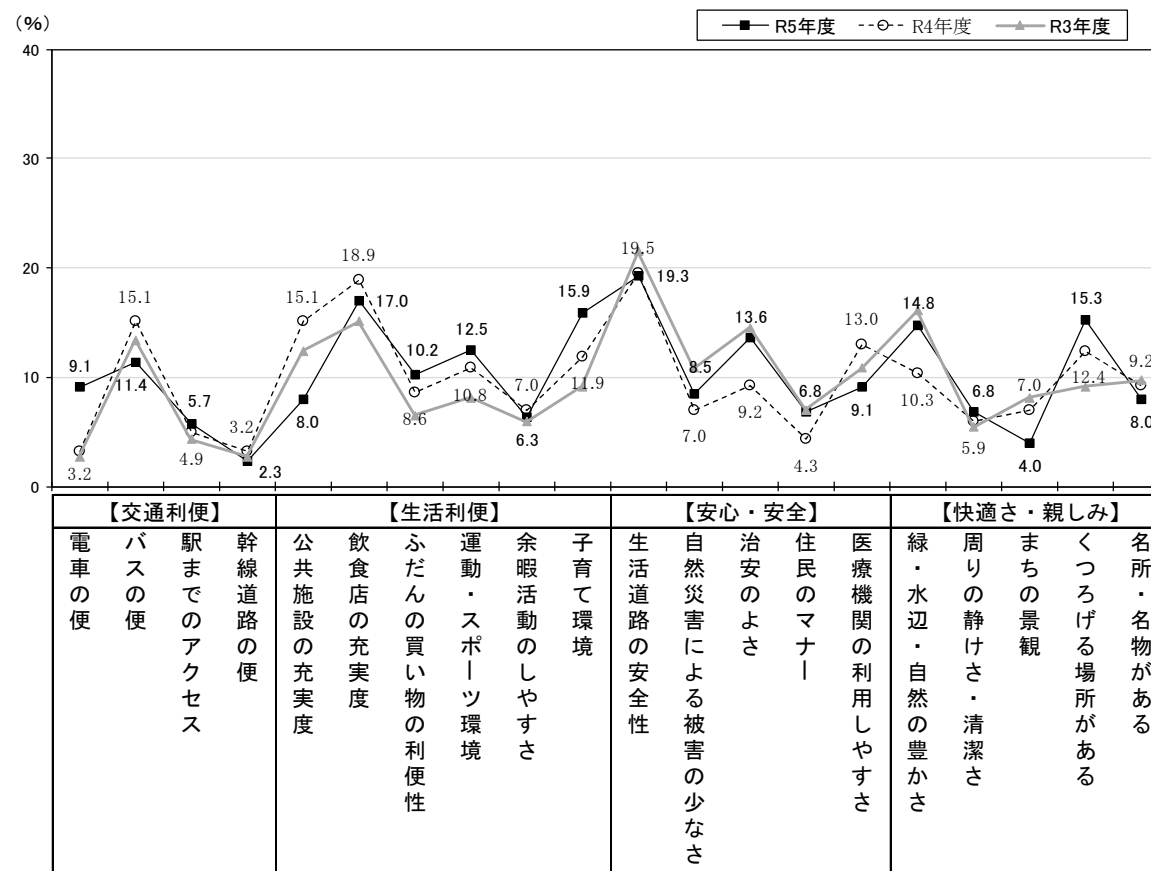
「さいたま市民意識調査」から

Ⅱ. 中央区の現状等

○今後の発展の方向性

問 あなたは、お住まいの「地域」が、今後どのような方向へ発展してほしいと思いますか。

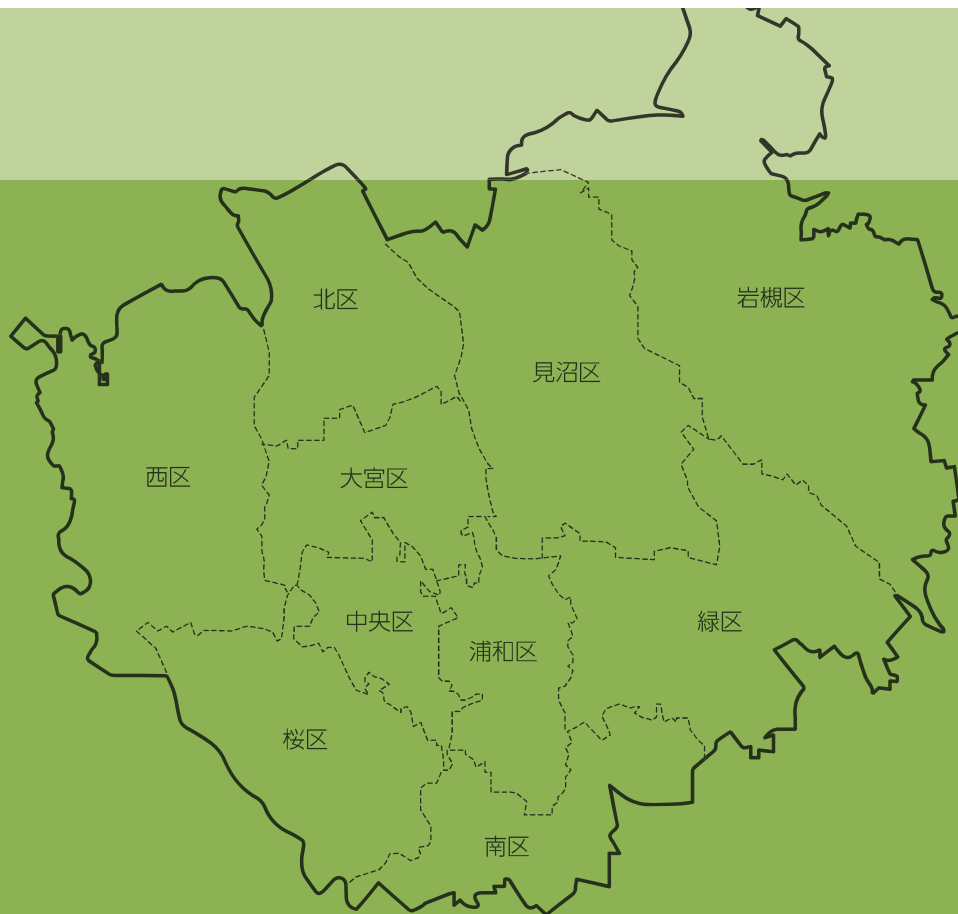
※「今後の発展の方向性」における20項目の回答比率。



第4部

各区の特性と将来像

Ⅲ 「中央区の特性と将来像」の中間見直し（案）



1 区の特性と将来像の位置付け

第4部「各区の特性と将来像」は、各区の目指す姿である区の将来像の実現はもとより、将来都市像の実現に向け、区民と行政が共に地域のまちづくりに取り組むための目標として区の将来像を共有するとともに、各区の特性を踏まえた取組の方向性を示すものです。

2 区の将来像の実現に向けて

本市では、各区がより区民に近い存在として、区民の意見を取り入れながら、地域の特性を生かしたまちづくりを進めてきました。しかし、少子高齢化等の社会経済状況の変化に伴い、ライフスタイル*や区民ニーズが多様化する中で、区民の主体的な参加により、地域の課題を行政との協働で解決していくことが重要になります。

このため、区民と行政が共にまちづくりを進めるための「区の将来像」を示すとともに、各区では積極的に区民意見の把握に努め、各分野の事業の状況を区民に分かりやすく情報提供し、事業の実施、見直し・改善を行います。

取組の推進に当たっては、区と局等が連携し、区民と行政が一体となって、市全体の都市づくりの方向性と整合を図りながら、それぞれの地域課題に応じたまちづくりを進めていきます。

3 構成について

(1) 区の特性

▶ 各区の特性

地形、歴史や文化等の区の特徴や都市基盤*・環境、産業、地域資源、コミュニティといった区の現状や課題を示したものです。

▶ 区マップ

道路や鉄道、コミュニティ関連施設、図書館、公園・スポーツ施設等について、主な施設の設置状況を示し、「区の特性」と併せて、区の概要をまとめたものです。

(2) 区の将来像

▶ 各区の将来像

地域の特性を生かし、区民に身近なまちづくりを進めるための基本的かつ大きな方向性について、区民にとってより身近なものとなるよう、わかりやすい言葉で表現したものです。

▶ まちづくりのポイント

区民と行政が一体となって「区の将来像」を実現するために、区の現状と課題を踏まえ、区や局等が行う取組を示したものです。



▶さいたま新都心の街並み



中央

CHUO



特性

中央区は、従来、区域の中で一体的なまちづくりが行われてきたことから、都市基盤*の整備が比較的進んでおり、地域のコミュニティのつながりも深いことが特徴といえます。また、本町通りは古くから市場町として栄えた歴史から、蔵造り住宅等の街並みや文化財が残るとともに、区の北東部に位置するさいたま新都心地区とその周辺では新しい中高層の建築物も増えており、文化的な風情、都市的な魅力が共存しています。

「延びています。加えて、平成28（2016）年4月には、
国道17号新大宮上尾道路が事業化されていることから」

「国道463号や、町谷本太線、道場三室線が延びており」

● 都市基盤・環境

中央区は、区の中央部を縦断するJR埼京線の3駅（北与野駅、与野本町駅、南与野駅）に加えて、区の東側にはJR京浜東北線の2駅（さいたま新都心駅、与野駅）もあり、鉄道の利便性が高い地域です。また、幹線道路としては、南北方向に国道17号と国道17号新大宮バイパス、さらに国道17号新大宮バイパス上には首都高速埼玉大宮線、東西方向には国道463号が延びており、首都高速埼玉大宮線から首都高速埼玉新都心線がさいたま新都心に延びていることから、区内だけでなく広域的な移動においても利便性の高い地域となっています。

「整備され、与野公園については、市民の憩いの場を設置し、
公民連携によるにぎわいの創出・魅力の向上を進めています。」

公民館等の身近な公共施設や下水道、公園等も区全体にわたっておおむね整備されています。今後は、都市化の進展に伴う緑の減少への対応、古い街並みと新しい都市空間の調和、歩いて楽しいみちづくり、地震対策・風水害対策の更なる強化など、生活環境の質の向上が重要です。

また、与野駅と与野本町駅に挟まれた区域には、区役所を中心とする公共機関及び商業・サービス業が集積しており、旧与野市時代からまちの中心となっています。今後は、さいたま新都心を中心とした地域全体の魅力の向上と地域の均衡ある発展に向けたまちづくりの推進にも努める必要があります。

「今後は、さいたま新都心駅東側に市役所
本庁舎が移転することも含め、さいたま新都心を」

● 産業

本町通りや与野停車場線沿いの地元商店街、JR埼京線3駅周辺の商業施設のほか、国道17号沿いには自動車販売業が、さいたま新都心には飲食業・サービス業・宿泊業が、それぞれ集積しています。

しかしながら、交通利便性の向上と市民の生活圏域の拡大に伴って、既存の商店街の活力が失われている面などもあるため、地域の均衡ある発展が求められています。

「選ばれています。さらに、国指定天然記念物である与野大カヤ、市指定無形民俗文化財である円阿弥の万作踊り、一山神社冬至祭、武州与野七福神めぐりなどが親しまれ、歴史・文化資源が保存・継承されています。」

● 地域資源

ほぼ全域が市街化区域* となっている中央区では、区の中央を流れる鴻沼川・高沼用水、与野中央公園等が自然と触れ合う貴重な資源となっています。今後、その保全や質の向上を図るとともに、より積極的に新しい緑を生み出し、広げていくことが重要です。

与野本町駅から徒歩圏内の与野公園には、バラ園が設置されており、毎年5月に開催されている「ばらまつり」の時期を中心に多数の来場者を迎えます。バラ園は、市街地に隣接した公園内に設置されていることから区民に身近でなじみが深く、バラは「区の花」にも選ばれています。

また、区内にはさいたま新都心や彩の国さいたま芸術劇場など、広域的に集客できる機能があり、こうした都市機能* と有機的に連携したまちづくりを進めていくことも求められています。

「区内には、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の会場となったさいたまスーパーアリーナを擁するさいたま新都心や」

● コミュニティ

中央区では、地域のまとまりの良さもあって、従来から地域住民によるコミュニティ活動が活発に行われ、それらの活動の連携も進んでいます。しかし、これからのまちづくりには、新しく転入してくる住民や地域との関わりが薄い若い世代などの力も必要です。長い歴史を持つ既存の地域コミュニティ* の実績や人のつながりを生かしながら、より柔軟な新しいコミュニティの形成にも努め、人々の交流をまちづくりの基盤にしていくことが課題です。



▶ 彩の国さいたま芸術劇場



▶ 与野公園のバラ

中央区マップ



歴史と文化の調和のとれた都市の創造と

ふれあい 交流が育てる安心なまち

中央区には、古くから引き継いできた歴史と文化の薫る街並みと家族のような人々の深いつながりがあります。その従来から培われた伝統を生かしながら、さいたま新都心を中心とする都市の魅力を加え、安全・安心な“美しいまち”“美しい心があふれるまち”を創り、次の世代に伝えていくため、人々が積極的に発言し、主体的に行動するまちを目指します。

〔まちづくりのポイント〕

1 区の特徴を生かした魅力的な街並みと緑豊かな環境づくり

- (1)区の花バラや与野の太力や、鴻沼川の桜、蔵造りを始め歴史を感じる街並みなど、自然や資源の
保全・活用・充実
- (2)公園等のまとまった緑の保全・充実、そうした緑の拠点を川や道を利用してつなぐ緑のネットワークの形成と川辺の整備
- (3)ごみの減量化やりサイクル、省エネルギーなどの環境保全活動や道路・公園の清掃などの環境美化活動の推進

2 地域資源を生かした、調和のとれたにぎわいづくり

- (1)街並みや緑、歴史・文化等の古くからある資源とさいたま新都心や彩の国さいたま芸術劇場などの新しい資源を生かした、古いものと新しいものの調和
- (2)さいたま新都心を中心とした、地域全体の魅力向上と地域の均衡ある発展
- (3)ＪＲ埼京線沿線の未利用地や道路空間等を有効活用した人々の集まる新たな空間の形成
- (4)活気ある商店街と地域社会を支える産業の活性化

3 学びと交流を通した、地域の誇りと愛着を持つ人づくり

- (1)明日を担う健全な子どもたちの育成と地域の特性を生かした教育の推進
- (2)地域の歴史・伝統・文化や人材を活用した生涯学習や人づくりの実践
- (3)子どもから高齢者に至るまで、幅広い世代における地域との関わりや交流の場、スポーツができる
機会の創出

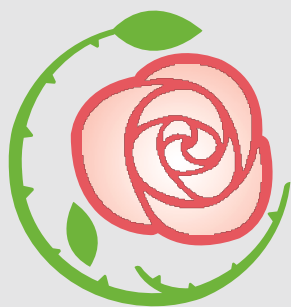
4 ふれあいと支え合いによる、安全・安心と生きがいのある地域づくり

- (1)地域で安心して、子どもを産み育てられる環境と、子どもたちの健やかな成長を支える場や機会の提供
- (2)地域福祉における支え合いのネットワークづくりや交通手段の確保、安全な道路の整備、交通マナーの向上等による子どもや高齢者・障害者を始めとした区民の安全・安心で生き生きとした暮らしの確保
- (3)災害時における区民自らの役割である自助と地域で支え合う共助、行政の役割である公助などによる安全・安心な地域づくり

5 区民との協働による地域に根ざしたまちづくり

- (1)主要な公共施設の再編整備等における、区民と共に進めるまちづくり
- (2)地域を支える自治会を始めとした各種団体への加入促進による地域活動の活性化
- (3)区民の自主的な活動と連携の積極的な支援によるコミュニティの充実
- (4)区民と行政の協働の仕組みづくりと協働の実践の機会の創出
- (5)地域に根ざした従来からのきめ細かいサービスの維持・向上と、他区との連携による新しいサービスの展開

「区の花」を紹介します



中央区の花 バラ

かねてより与野公園のバラが親しまれており、旧与野市観光協会でも「市民の花」に指定していました。

区の色もバラ色となっており、毎年5月には「ばらまつり」が盛大に開催されています。